

親権者変更調停申立ての際の注意事項

1 親権者変更調停の申立て

(1) 管轄

親権者変更調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、相手方が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことはその地域の家庭裁判所にお尋ねください(なお、広島家庭裁判所本庁に申立てをすることができるのは、相手方が、広島市全区、廿日市市、東広島市、大竹市、安芸高田市のうち八千代支所の所管区域、三原市のうち大和支所の所管区域、安芸郡、山県郡に住んでいる場合です。)

(2) 添付書類

申立てのためには、原則として、次のものがが必要です。

ア 申立書(申立人の認印が必要です。)及びそのコピー(コピーはご自身で準備してください。)

※複写式の申立用紙を使用する場合は、1枚目と2枚目をご提出ください。3枚目は控えとしてお手元にお持ちください。

イ 事情説明書、進行に関する照会回答書、送達場所等届出書(コピーは不要です。)

ウ 収入印紙(未成年者1人につき1200円分)

エ 郵便切手

(180円切手1枚、110円切手6枚の合計840円分)

※ 手続の進行に応じて、郵便切手の追加をお願いする場合があります。

オ 未成年者及び父、母の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)各1通、(離婚の記載がない場合には、記載のある戸籍謄本が必要になります。)(写しでも可。本籍地の市区町村役場等で取得できます。取得方法については、市区町村役場にお問い合わせください。)

※ 戸籍謄本は3ヶ月以内のものでお願いします。

2 申立書に記入する内容

申立書には申立ての趣旨と理由を記入していただくことになります。申立ての趣旨は既に記載してありますので、どちらからどちらへ親権者を変更するのかチェックを入れてください。申立ての理由には、現在の親権者の指定状況、未成年者の養育状況、親権者変更についての協議状況及び変更を必要とする理由について記入してください。

※ 審判で申し立てる場合の注意事項

- 1 親権者変更は、審判で申立てをすることも可能ですが、その場合の管轄は、子が実際に居住している地域にある家庭裁判所になります。
なお、現在の親権者が死亡し他方の親へ親権者を変更する場合は、初めから審判で申し立てることになります。
- 2 審判で申し立てる場合には、1220円分の郵便切手を当事者数(親権者死亡及び行方不明の場合1組)を追加して提出してください。

問い合わせ先

〒730-0012

広島市中区上八丁堀1-6

広島家庭裁判所受付係

082-228-0561